

総務企画常任委員会及び予算常任委員会（第一分科会）

平成27年12月8日（火曜日）午前10時00分開会

出席委員（9名）

委員長	松田寛人	副委員長	相馬剛
委員	星宏子	委員	佐藤一則
委員	大野恭男	委員	眞壁俊郎
委員	齋藤寿一	委員	金子哲也
委員	人見菊一		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

企画部長	片桐計幸	企画政策課長	佐藤章
企画政策課長補佐	高久修	企画政策係長	村松一紀
企画政策課主査（係長級）	江面史彦	行政経営係長	福田博昭
企画政策課主査（係長級）	佐藤吉将	庁舎準備室長	小高裕一
シティプロモーション課長	小出浩美	情報管理係長	相樂尚志
広報広聴係長	興野和人	秘書課長	室井啓二
秘書課長補佐兼都市交流係長	磯真	総務部長	和久強
総務課長	菊池敏雄	総務課長補佐	田代正行
行政係長	鈴木正宏	危機対策係長	平井克巳
総務課主査（係長級）	小池雅之	人事研修係長	福田真二
給与厚生係長	岸上容子	財政課長	中山雅彦
財政課長補佐兼管財係長	相馬勇	財政係長	関根達弥

課税課長	稲見一志	課税課長補佐 兼税制係長	五十嵐岳夫
市民税係長	波多腰治	国民健康保険 税係長	田中綾
資産税土地 係長	平田篤史	資産税家屋 係長	渡邊真紀
収税課長	相馬一男	収税課長補佐 兼収納係長	伊藤吉之
徴収担当 副主幹	松本仁志	塩原支所長	赤井清宏
総務福祉課長	君島紀夫	産業観光建設 課長	吉澤克博
産業観光建設 課長補佐兼 建設係長	君島隆	農林係長	高野彰
観光商工係長	神山栄	選挙管理委員 会事務局長	会田裕司
選挙管理委員 会事務局長 補佐	秋元武志	選挙係長	阪本和人
議会事務局長	阿久津誠	議事課長	大武利幸
庶務係長	田野恵子		

出席議会事務局職員

書記 伊藤 靖

議事日程

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

〔塩原支所〕

- ・塩原支所長挨拶

〔産業観光建設課〕

予算常任委員会第一分科会

- ・議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）
- ・議案第92号 平成27年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第3号）

〔企画部〕

- ・企画部長挨拶

〔企画政策課〕

- ・議案第96号 那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

予算常任委員会第一分科会

・議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)

〔シティブロモーション課〕

予算常任委員会第一分科会

・議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)

〔秘書課〕

・議案第110号 姉妹都市提携の締結について

〔総務部〕

・総務部長挨拶

〔総務課〕

・議案第94号 那須塩原市行政不服審査会条例の制定について

・議案第95号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について

予算常任委員会第一分科会

・議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)

〔財政課〕

予算常任委員会第一分科会

・議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)

〔課税課・収税課〕

・議案第98号 那須塩原市税条例等の一部改正について

・議案第99号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正について

予算常任委員会第一分科会

・議案第88号 平成27年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

・議案第89号 平成27年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

〔選挙管理委員会事務局〕

・選挙管理委員会事務局長挨拶

予算常任委員会第一分科会

・議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)

〔議会事務局〕

・議会事務局長挨拶

予算常任委員会第一分科会

・議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)

〔陳情審査〕

・陳情第11号 ミニポートピア(場外舟券売り場)建設反対の陳情書【継続審査】

4. その他

5. 閉会

開会 午前10時00分

開会及び開議の宣告

松田委員長 皆さんおはようございます。

本日は、12月の定例会の常任委員会にご出席いただきまして、ありがとうございます。先ほど協議会もございまして、9時半からこちらの委員会でいろいろ審議をしまいたったわけでございますけれども、だんだん季節がもう12月ということで、ことしも迫ってきまして、市議会といたしましても今回の12月がことし最後の委員会になると思いますので、慎重な審議をお願いいたします。

それでは、この定例会におきまして、当常任委員会に付託された案件は条例の制定、一部改正案件が5件でございます。姉妹都市提携の締結に関する案件が1件の合計6件であります。

また、継続審査となっておりまして陳情1件の審査が付託されております。

さらに、予算に関する分科会審査がございます。予算常任委員会付託案件のうち、当分科会で審査すべき案件は補正案件が4件であります。これら予算に関する案件につきましては、関係所管のところから順次分科会に切りかえて審査を行います。

審査の日程及び審査順はお手元に配付のとおりでございます。

委員各位におかれましては、慎重なる審査とともに円滑な進行へのご協力をお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

それでは、着座にて、よろしく願いいたします。

それでは、次第3、審査事項に入ります。

塩原支所の審査

松田委員長 まずは、塩原支所から順次審査を進めてまいります。

初めに、支所長よりご挨拶をお願いいたします。

赤井塩原支所長（挨拶。）

松田委員長 ありがとうございます。

産業観光建設課の審査

松田委員長 それでは、ただいまから産業観光建設課の審査に入ります。

担当課の皆さん、ご苦労さまでございます。

ここで、総務企画常任委員会を予算常任委員会（第一分科会）に切りかえます。

議案第87号の説明、質疑、討論、採決

松田委員長 それでは、議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部から、議案の説明を簡潔をお願いいたします。

吉澤産業観光建設課長（議案第87号について説明。）

松田委員長 説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

金子委員。

金子委員 ちょっと、七ツ岩足湯源泉か、これ、七ツ岩というからあれだったんですけども、よくわかんないんで、これ、ちょっといいですか。簡単に。

松田委員長 吉澤課長。

金子委員 場所もとかね。

吉澤産業観光建設課長 場所ですか。

金子委員 場所は、七ツ岩の近くかなと思うけれども。

吉澤産業観光建設課長 七ツ岩のそばに、郵便局の隣ですね、郵便局の隣に足湯の施設がありまして、その施設に温泉病院のほうから分湯してもらいまして、そこに足湯があるところに分湯してもらっている施設でございます。

金子委員 ああそうですか、わかりました。

松田委員長 齋藤委員。

齋藤委員 これ、21万1,000円というのは、さっき修繕と聞いたんですが、どの辺なんでしょうか。

松田委員長 吉澤課長。

吉澤産業観光建設課長 実は、この中には光熱水費とか人件費とかいろいろ入っているんですけども、それに対して温泉の漏湯関係の修繕とかいろいろ入っているものですから、そして、これは26年度実績にあわせて払う関係なものですから、26年度の実績が上がってくるのは6月、7月ごろにわかるものですから、それで不足が生じた21万1,000円を支払う形でございます。

齋藤委員 了解しました。

松田委員長 そのほかございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

松田委員長 それでは、ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結

し、これより採決をいたします。

議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決すべきものとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第87号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第92号の説明、質疑、討論、採決

松田委員長 続きまして、議案第92号 平成27年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

吉澤課長。

吉澤産業観光建設課長 (議案第92号について説明。)

松田委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

齋藤委員。

齋藤委員 24ページの2項2目の、先ほどご説明あった上・中塩原温泉管理事業の施設管理事業で、スケールの防止剤というのが追加になるということなんですが、これは多分、当初では定期的にスケール防止剤をやるんだと思うんですが、ここに生じた理由というのは何なんでしょうか。回数がふえたとか。

松田委員長 お願いいたします。

神山観光商工係長 自動的に入るものなんです。

それで、かなりちょっと微調整でふえたり減った

りするものですから、管理については委託をしております。民間業者がその調整をしているんですけれども、やはり、職員が、多少さわりぐあいでも、やはり、職員が、多少さわりぐあいで予定よりもちょっと多く流れていたものですから、それで不足が生じました。現在は、通常に戻っております。

齋藤委員 了解しました。

松田委員長 佐藤委員。

佐藤委員 今の続きなんですけれども、そのスケール防止剤については、当初の契約の中には入っていないということによろしいですか。

松田委員長 吉澤課長。

吉澤産業観光建設課長 当初に上げてあったんですけれども、それが足らなくなった形ですね。要するに、余計にスケール剤を使うようになった形になっています。

松田委員長 お願いいたします。追加で。

佐藤委員 そうすると、当初、年間使用予定量が出ると思うんですけれども、それについて、途中で増減が生じたら、例えばこれ、今回は増量になっていますけれども、減量になった場合はどのような方法で措置されるんですか。

松田委員長 神山係長。

神山観光商工係長 当然、残れば、それはまた来年度分のストックになりますので、今回の年度中に不足が生じるという計算になりましたので、今回、補正で上げさせていただきました。

やはり、微調整で若干変わりますので、粉なんです。粉を水で溶かして自動的に入っているんですけれども、当然、余れば28年度でそれを使うことになりますので、物をお返しするとかということにはなりませんので、在庫がふえるという形になります。

以上です。

松田委員長 佐藤委員。

佐藤委員 そうすると、契約、これからもこういう事態が生じた場合は、今回の措置と同じように措置するということによろしいんですか。

松田委員長 吉澤課長。

吉澤産業観光建設課長 そのとおりでございます。

佐藤委員 わかりました。

松田委員長 そのほかに質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決をいたします。

議案第92号 平成27年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第92号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

産業観光建設課所管の審査事項は以上となります。

その他

松田委員長 その他として、委員の皆様から何か

ございませんでしょうか。

齋藤委員。

齋藤委員（9月の関東・東北豪雨による被害の復旧状況について）

松田委員長 そのほかございませんでしょうか。

金子委員。

金子委員（七ツ岩足湯の駐車場について）

松田委員長 ほか、ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

松田委員長 ないですか。

執行部から何かございますでしょうか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので、以上で産業観光建設課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

これで塩原支所の審査は全て終了となります。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時19分

松田委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開をいたします。

企画部の審査

松田委員長 これより企画部の審査に入ります。

初めに、企画部長からご挨拶お願いいたします。

片桐企画部長（挨拶。）

松田委員長 ありがとうございます。

企画政策課の審査

松田委員長 ただいまから企画政策課の審査に入ります。

担当課の皆さん、ご苦労さまでございます。

議案第96号の説明、質疑、討論、採決

松田委員長 それでは、議案第96号 那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

佐藤課長。

佐藤企画政策課長（議案第96号について説明。）

松田委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

質疑ございませんでしょうか。

眞壁委員。

眞壁委員 この条例の改正の趣旨の中で、当然、市民の利便性の向上とか、行政事務の効率化、それを図るものだということでありますので、この辺、ちょっと具体的にご説明を。

松田委員長 佐藤課長。

佐藤企画政策課長 それでは、ご説明に使えます資料を用意してまいりましたので。

〔資料配付〕

佐藤企画政策課長 皆様のお手元に黄色い印刷物が配られたと思います。これにつきましては、11

月20日に各自治会内の班回覧ということで配布したものでございます。マイナンバーへの関心を高めるために配布したということでございます。

この裏側になりますが、黄色いパンフレットの裏側になりまして、社会保障・税、災害対策の行政手続でマイナンバーの利用が始まりますということで、それぞれの対象者に宛てまして、こういうことでの利用が始まりますと。基本的に言えば、行政手続の簡素化、余計な添付資料が要らなくなるということで、こういうふうなPRもしているというところでございます。

松田委員長 そのほかございませんでしょうか。

眞壁委員。

眞壁委員 これ、配ったということですよ。

松田委員長 佐藤課長。

佐藤企画政策課長 11月20日の自治会長配布、行政連絡員への配布ということで、班回覧になります。12月の頭ごろまでに回覧が回るということです。

松田委員長 眞壁委員。

眞壁委員 そんな中で、市民のほうから、何か意見とかいろいろなことが出てきているのか。

松田委員長 佐藤課長。

佐藤企画政策課長 特に大きなトラブルとか、状況的には1回目の配布が大体終わったという情報が郵便関係のほうからありましたものですから、まだ届いていない、不在の方という方もいらっしゃいますけれども、今のところで、まだ来ないという電話はあったように聞いておりません。

松田委員長 眞壁委員。

眞壁委員 何件ぐらい戻ってきているんですか。

松田委員長 佐藤課長。

佐藤企画政策課長 一般質問の中でもやりとりがありました。多分、市民課のほうからは、実数

として、12月3日現在で3,244件ということで出ておりましたが、きのう12月7日までに戻ってきたものが3,566通ということで。そのうち、窓口、市役所の1階で交付された方というのが690通ということです。その数字を市民課のほうからいただいております。ですから、2,900ぐらいはまだ保管している状態ということになると思います。松田委員長 眞壁委員。

眞壁委員 その保管しているやつ、これ、一般質問でもやったんですが、それからその後どうするかということをお聞きしたいんですけども。

松田委員長 佐藤課長。

佐藤企画政策課長 市のほうとしては、3カ月ぐらい保管してということで、全市町的に、全国的にもそのようなことになるということになっておろうかと思いますが、その後は廃棄されるかどうかというのは、まだ私どものほうで決定することではないということになるかと思っています。

3カ月間は、はがきを出したり、そういうところで来ていただく、通知カードをいただいていたという手法を市民課のほうでとるといふに聞いております。

松田委員長 眞壁委員。

眞壁委員 番号が市民に、その番号が戻ってきちゃっているという、わからないということですよ。実際に市民が。

さっき、廃棄と言ったんだけど、廃棄というのはどういうこと。

松田委員長 佐藤課長。

佐藤企画政策課長 最終的に決まっていなくても、3カ月は間違いなく役所にとどめておくということで、不在の場合には、郵便局の場合不在票というのがありますし、あとは従前、住所がここにはないという場合についても戻ってきている

ということになりますので、その辺は、実態調査もしているというふうに聞いておりますので、わかればハガキでお知らせをしてという手続をとるということで、そういうふうには頑張って、少しでも連絡できるように持っていきたいようにということで。通知カードがなければ番号カードに載らないということでもありますので。

松田委員長 眞壁委員。

眞壁委員 市民的には、その番号がわかる、わからないというのは余り結局的にはないということでもよろしいんですか。ちょっとわからないんですけども。

私など、会社のほうでちょっと番号を教えてくださいという話があったんで、そんなのもあるんで、そのところはどんな状況なんですかね。ちょっと。

松田委員長 佐藤課長。

佐藤企画政策課長 先ほど説明したパンフレットの裏にあります、従業員ということで、勤め先のほうに税の関係で番号を知らせなければならぬということもありますので、要らないということではないということです。強いて言うならば、全国民にですから、ゼロ歳から何歳までということになるので、本当に小さいお子さんに必要かどうかというところはあろうかと思いますが、要らないわけではないと。全ての行政事務を簡素化する、住民の利便性を高めるというためにはなくてはならない12桁の番号ということになるわけです。

眞壁委員 わかりました。

松田委員長 そのほかございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

松田委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了

いたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決をいたします。

議案第96号 那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第96号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、ただいまから総務企画常任委員会を予算常任委員会（第一分科会）に切りかえます。

議案第87号の説明、質疑、討論、採決

松田委員長 それでは、議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

佐藤課長。

佐藤企画政策課長（議案第87号について説明。）

松田委員長 説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

質疑ございませんでしょうか。

相馬委員。

相馬副委員長 このふるさと寄附金なのですが、使途を指定して寄附をされるということは、このふるさと寄附だとならないでしょうか。

松田委員長 佐藤課長。

佐藤企画政策課長 使途……

相馬副委員長 使途。使い道を決めて。

佐藤企画政策課長 あ、すみません。

相馬副委員長 これ、全額基金にということなんで、使い道をこういうふうにしてくださいという名目の寄附になるということはないのでしょうか。

佐藤企画政策課長 ちょっとすみません、改めて。

松田委員長 佐藤課長。

佐藤企画政策課長 寄附の申し込みのときに、こういう分野に使ってほしいということでの本人の意思が反映するようになっております。自然環境に関することや、生活環境、教育・文化、産業・観光、保健・福祉、その他、事業の指定なしということで市長にお任せという部分がございます。その6つの項目で申し込んでもらうということになります。それを翌年度の当初予算でそれぞれ寄附者の希望に沿うような形で充当していくところで、財政との調整をしながら進めていくということでございます。

松田委員長 相馬委員。

相馬副委員長 そうすると、現時点では、全部このふるさと基金に積み立てるということで、来年度になってからそれをまた振り分けるという方法をとるということでしょうか。

松田委員長 佐藤課長。

佐藤企画政策課長 今までの流れですと、簡単に言えば、去年の10月からことしの9月までというと、予算の編成時期に間に合うということで、そ

の部分の金額を事業を充当する財政との協議というところで進めております。ですから、年度を区切ってというところではなくて、予算のタイミングで合う金額を抑えてというやり方で財政とは詰めております。

相馬副委員長 わかりました。

松田委員長 そのほか、ほかの委員の皆様はございませんでしょうか。

星委員。

星委員 先ほど、サイトを利用してから多くなったというお話だったんですけども、サイトを運営している会社とか、また、委託もされているんですか、委託料とかというのはどのくらいなのか教えてください。

松田委員長 佐藤課長。

佐藤企画政策課長 委託業者につきましては、「さとふる」というサイトを運営している会社になりますけれども、東京に在している会社でございますが、那須塩原市に限らず全国複数の市町のサイトを管理運営しているというところでございます。

委託料につきましては、まず、サイトの運営管理につきましては寄附額の12%ということで契約をしております。

それから、返礼品ですね、先ほど言いましたブランド品とかそういうものの調達、それから配達までの部分につきましては寄附額の35%以内ということで契約をしております。ですから、マックスで言いますと47%が委託料になっているということで、今回、委託料、ふるさと寄附システム運用の中にはその2つのシステム運用と返礼品の調達を含んだ委託料を合わせて追加計上しているということになります。

松田委員長 いいでしょうか。

星委員 はい。

松田委員長 そのほかございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

松田委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決をいたします。

議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第87号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

企画政策課所管の審査事項は以上となります。

その他

松田委員長 その他として、各委員の皆様から何かございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

松田委員長 執行部から何かございませんでしょうか。

佐藤課長。

佐藤企画政策課長（ふるさと寄附金の推測について）（マイナンバー制度に便乗した詐欺の注意喚起について）

松田委員長 それでは、ないようですので、以上で企画政策課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時52分

松田委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

シティプロモーション課の審査

松田委員長 ただいまからシティプロモーション課の審査に入ります。

担当課の皆さん、ご苦労さまでございます。

ここで総務企画常任委員会を予算常任委員会（第一分科会）に切りかえます。

議案第87号の説明、質疑、討

論、採決

松田委員長 それでは、議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長、お願いいたします。

小出シティプロモーション課長 シティプロモーション課です。よろしく申し上げます。

本日は、あと3名ほど出席予定であったんです

が、現在、シティプロモーション課でシティセールス業務、今、佳境に入っておりまして、現在、来年3月に予定しておりますCMアワードという那須塩原をPRします動画の撮影をやっておりまして、欠席する職員のところは付議案件がないものですから、本日はそちらの動画の撮影という形で業者と現在、進めております。欠席についてご容赦いただければと思います。

それでは、補正予算のほうを説明させていただきたいと思います。

(議案第87号について説明。)

松田委員長 説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決をいたします。

議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案87号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

シティプロモーション課所管の審査事項は以上

となります。

その他

松田委員長 その他として委員の皆様から何かございませんでしょうか。

星委員。

星委員 (顔認証システムの顔写真について)

松田委員長 そのほか、ございませんでしょうか。よろしいですか。

〔発言する人なし〕

松田委員長 それでは、執行部から何かございませんでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので、以上でシティプロモーション課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩といたします。10分間休憩をいたしますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

松田委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開をいたします。

秘書課の審査

松田委員長 ただいまから秘書課の審査に入ります。

担当課の皆さん、ご苦労さまでございます。

議案第110号の説明、質疑、

討論、採決

松田委員長 それでは、議案第110号 姉妹都市提携の締結についてを議題といたします。

執行部からの議案の説明を簡潔にお願いいたします。

室井課長。

室井秘書課長（議案第110号について説明。）

松田委員長 説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

質疑ございませんでしょうか。

金子委員。

金子委員 この締結については大賛成なんですけれども、この協定書について、この間も一般質問の中でもちょっと質問したんですけれども、これを協定書のほうを少し見直すというか、そういうことができないかと思って、私、これ多分、向こうから来たままで翻訳したのを使っているのかなと思うんですけれども、この中間部に「地理的な距離はあるものの、さまざまな分野における活発な協力に向けた努力を行うこととする」と。特に、経済、貿易、学術、技術、文化、教育、統合、スポーツ、保健福祉、都市計画、子どもや学生の交流において両都市の市民は協力を行うものと。

ここの部分が、もしかしたら検討しないで、ただその翻訳だけでやっちゃったのかなと思うんです。

私はちょっとこれ、この文章ではおかしいと思って、一応、ドイツ語の先生にこの翻訳についてはちょっと聞いたんですけれども、そうしたら、翻訳は非常に正しいというか、適訳をしてあるということなんです。

ですから、翻訳そのものは問題ないんだけど、この協定書そのものがヨーロッパ流の協定書になっていて、そしてこれ、この中、こんなにたくさんいろいろ経済、貿易、学術ある中で芸術が入っていなかったりね。それから統合というのが入っていたり、統合なんていうのは、ドイツのほうではインテグレーション(integration)というんですけれども、そのインテグレーションというのが統合とか融和という意味で、これも適訳だということなんですよね。

日本では統合なんてことは全然言葉にないんですよ。日本語には、何のことって誰でも思っちゃう。なぜこんなものを入れるんだということになると、ヨーロッパでは民族の問題とかいろいろあって、周りの国々とやるときに、この統合というのが入らしいんですよ。ところが日本みたいのところとやるのに、この統合みたいなものは全く要らないので、ただ、リンツで使っている協定書をただそのまま使っちゃえということであれば、このままでも構わないんだけど、せっかく市と市の協定書をつくるんだったら、ちょっとこれは検討してもいいんじゃないかと。

それから、この最後のほうに、子どもや学生の交流において両都市の市民は協力する。子どもや学生の交流だけみたいにもとられかねないというふうな。これ、何で市民の交流がここに入っていないのかというふうに。子どもや学生とともに、市民の交流も、ここにぜひ本当は入れてもらえばいいのかなと。

それで、こんなのはちょっと検討すれば、リンツのほうへちょっと言ってやれば、向こうでも了解してくれるんじゃないかなというふうに思うんですよね。

だから、この提携締結についての議案110号についてはもう決定していても、この文章について

は半永久的に残るものだから、そして、正式にきちっと協定するものだから、直せるところは直したほうがいいんじゃないかなと私はちょっと思ったんですが、それができないのかなという質問。

松田委員長 室井課長。

室井秘書課長 今の金子委員さんのほうからご指摘ございましたように、今回の協定書につきましてはリンツ市のほうで通常、姉妹都市提携を結んでいるところのものを参考につくってございます。ですから、今、言われるようにドイツ語のものを日本語に翻訳ということで、なかなかちょっと日本ではなじまないような部分も確かにあると思います。

その一つ一つの語句の説明をしてみると、なかなか難しいんですけども、例えば今ございました市民の交流という部分でございますが、こういった部分につきましてはこの全体、市民との交流というのは大前提という形でございまして、こういった経済、学術、芸術、そういったものを市民が交流していくその中に、子どもや学生の交流を協力してやっていきたいと思いますというそういう意味合いを含んでございます。

このように解釈いただければと思います。

統合という言葉も、確かに日本の中ではなかなかなじまない言葉ではございますが、委員もおっしゃっていましたように、ヨーロッパでは大変統合政策というのは重要な政策でございまして、やはり民族間の問題ですとか地域、国家間の問題、そういったものを平和に戦いをなくしてやっていきたいという強い思いがございまして、確かにこの平和な日本においてはなかなかなじまない言葉ではあるかとは思いますが、ぜひこの協定書の中には加えていただきたいということでご理解いただければと思います。

松田委員長 金子委員。

金子委員 統合というのは、向こうで加えたいということであれば、それは別に問題ないんですけども、やっぱり市民。私はもう学生以上に市民の交流というのが中心だと思っているものだから、それが無いというのはちょっとすごく残念でしようがないだね。

協定そのものは6月ごろということなので、まだ随分半年も時間があるので、この辺のところを向こうと話し合ってもいいんじゃないかと。向こうでぜひこのままでやってほしいと言え、それはそれで、何でもかんでも変えなくちゃいかんということではないんだけど、本当に那須塩原市としては、これすごく今後のあれとしては大事なことかなと。

そして、科学は入らない。学術に入れたとしても、芸術についてはもうかなり大きな部分を占めるので、芸術はできればぜひこの中に入れてもらいたいなと思うので、これはあれかな。要望しておく以外にないかな。

松田委員長 企画部長。

片桐企画部長 金子委員のほうから、3日の一般質問の中でもご質問いただいたところでございんですけども、市民が前提の話ですから、その中で特にということで、なぜ特に、これが子どもたちや学生というのが入っているかというのは質問の中でもお答えしましたように、やはり子どもというのは中学生の海外派遣。向こうはリンツ市のリサ校ということで、リサ校が単独で交流事業を行っているということで、その後ろ盾となる市がここに姉妹都市ということでかかわることによって、それが確固たるものになるだろうというふうに私は認識をしております、また、学生の交流というところについては、非常に学術的なところでの交流ということもリンツ市側としては望んでいるというところもございまして、市としても、そ

のいろんな分野での学生の交流というのをこれから模索していかなければならないだろうと思っていますので、特にそういうことも念頭に置いてもらいますよという話で、市民がこれ前提の話ですので、そこのところはご理解をいただきたいなというふうに思います。

松田委員長 室井課長。

室井秘書課長 先ほどの協定書の見直しという件でございますが、この協定書、向こうから原本をいただいて、こちらのほうで翻訳。オーストリアにございます日本大使館の協力をいただいて翻訳をしたわけなんです、その翻訳した内容のもの一度リンツ市のほうには送って、この内容でいかということを確認をとってございます。

それをもとに、今度1月にリンツ市の議会に提示されるということでございますので、なかなかこの時点での見直しとなると難しい。

松田委員長 金子委員。

金子委員 それは非常に残念だね。私はもう、学生よりも市民の交流のほうを中心に、そして学生はもう今までやっているから当たり前というか、学生も当然だけれども、と思っているものですから、そう言われちゃうと、余りしつこくばかり言っていてもなんで、了解したとは言いたくないんだけど、もしチャンスがあればそういうふうをお願いしたいなと思っております。

以上です。

松田委員長 そのほかございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

松田委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第110号 姉妹都市提携の締結については、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議ないものと認めます。

よって、議案第110号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

松田委員長 秘書課所管の審査事項は以上となります。

その他として委員の皆様から何かございませんでしょうか。

相馬委員。

相馬副委員長 (リンツ市長の氏名の発音について)

松田委員長 その他ございますか。

金子委員。

金子委員 (リンツ市長の氏名の発音について)

松田委員長 よろしいですか。

その他ございませんでしょうか。

執行部から何かございませんでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので、以上で秘書課の審査を終了いたします。ご苦労さまでございました。

ここで企画部の審査は全て終了となります。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午前 11 時 28 分

再開 午前 11 時 30 分

松田委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

総務部の審査

松田委員長 これより総務部の審査に入ります。

初めに、総務部長からご挨拶をお願いいたします。

和久総務部長（挨拶。）

松田委員長 ありがとうございます。

総務課の審査

松田委員長 ただいまから総務課の審査に入ります。

担当課の皆さん、ご苦労さまでございます。

議案第94号の説明、質疑、討論、採決

松田委員長 それでは、議案第94号 那須塩原市行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔をお願いいたします。

菊池課長。

菊池総務課長（議案第94号について説明。）

松田委員長 説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

質疑ございませんでしょうか。

眞壁委員。

眞壁委員 第8条に罰則の規定があったと思うんですが、これは多分、一般の法律に照らし合わせてこんな感じになっているかと思うんですけども、具体的にどんな状況のときにこの罰則がかかってくるかというのを少し詳しく教えていただけますか。

松田委員長 菊池課長。

菊池総務課長 守秘義務を、漏らしてしまったり、守秘義務違反ということをご想定しております。

あとは、第4条の中に守秘義務として、委員本人についても職務上、秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とするという規定を設けているところでございます。

松田委員長 眞壁委員。

眞壁委員 今、守秘義務ということでお話があったんですけども、基本的にはその法律を遵守というんじゃないけれども、それを見て、これをつくったというようなところでしょうか。

基本的にはそのぐらいが罰則になっているということでもいいんですか。

松田委員長 菊池課長。

菊池総務課長 一応、罰則の規定につきましては、検察と協議しておりまして、その中で金額的にもこの程度が妥当だということで定めさせていただいているところでございます。

眞壁委員 わかりました。

松田委員長 齋藤委員。

齋藤委員 今までこれに関しては、審査会ということで部内で検討してきたということで、今回新

たに那須塩原市行政不服審査会ということで第三者機関にお任せをするということで、5名ほど予定しているんだということで、先ほど弁護士とか行政書士とか、いろいろ名前、これから決めていくんであると思うんですが、この審査会の方々には報酬とかは発生してくるものなんでしょうか。
松田委員長 菊池課長。

菊池総務課長 こちらにつきましては、予算の裏づけがあって初めて上程できるような内容なものですから、3月議会の中で非常勤特別職の一部改正についてお願いすることで予定しているところでございますが、日額1人、やはり委員さんが大学教授とか弁護士とかいう形なものですから、個人情報保護条例の関係の審査会の委員と、やはりそういう方々がやっておりますので、同額の日額1万5,000円を考えているところでございます。

齋藤委員 了解しました。

松田委員長 そのほか、ございませんでしょうか。
金子委員。

金子委員 ちょっと私も何もわからないんですけども、これの対象になるのはどこまでなんでしょうか。審査の対象になるというのは。

松田委員長 菊池課長。

菊池総務課長 第2条でうたっているところなんですけれども、審査庁から諮問を受けた審査請求ということで、まず不服申し立てが出ましたときには、全てこちらに当然、流すということではなくて、審査庁を設けますので、その中で審査した上で、必要とする案件についてこちらの審査会で審査をお願いするという形になります。

松田委員長 金子委員。

金子委員 この4条に、委員はその職務上、知ることができた秘密を漏らしてはならない。委員というのはどういう。

松田委員長 菊池課長。

菊池総務課長 こちらの委員については第3条の組織に規定しております5人以内の委員でございます。

松田委員長 金子委員。

金子委員 そうすると、その5名が秘密を漏らしたときに懲罰になるということですね。

松田委員長 菊池課長。

菊池総務課長 そのとおりでございます。

金子委員 わかりました。

松田委員長 眞壁委員。

眞壁委員 今の審査庁なんですけれども、審査庁というのは、これ、市の中にできるんですよね。基本的に。誰がメンバーとかあるんでしょうか。

松田委員長 菊池課長。

菊池総務課長 そちらについては、審査庁は市の中の組織でございます。そちらにつきましては、一応、幹事課を考えておるところでございます。

眞壁委員 処分庁としては……

菊池総務課長 各部の幹事課を。申しわけありません。言葉が足りなくて。

眞壁委員 ちょっとこれ、全協の資料なんですけれども、不服申し立てを審査庁にするんですよね。その後、審理員という形があるかと思うんですけども、この辺というのはどういう。

松田委員長 菊池課長。

菊池総務課長 こちらにつきましては、今の段階では総務課長あたりがその職を担うような形になるのかなと思います。

こちらの審理員が審査請求人からの主張や証拠資料の提出を受けて、また、処分庁に対して意見を聞いたりして、審査請求人と処分庁の中に入って、それぞれの意見等をお聞きして事務処理を進めるというような形になります。

松田委員長 眞壁委員。

眞壁委員 一番最初に気になったのが、審査庁で、

内容が審理員に戻してから審査庁に戻して、最終的には不服を言い渡すというふうな話、これが本当のスタイルなんでしょうけれども、全体の中でちょっと心配になったのは、やはりここ全部職員なので、どこまでこの審査会に持っていくんだというのが少しわからない部分もあるので、いろいろなケース的に。第三者まで持っていくという形が今回新しくできて私はいいと思うんですけども、その辺の中でうまく回っていけばいいなと思うんだけど、その不服審査会までいかないという部分の形も出てくるかと思うんですけども、基本的には、ちょっとそんなケースというか難しいかもしれないんですけども、どのような形で回していくのかなというのをちょっと。

松田委員長 総務部長。

和久総務部長 そうですね、それはその申し立てをする人の考えによるのではないかと思うのです。といいますのは、この審査会のほうに申し立てが行ったということになりますと、それなりの手続が必要になるということでありますので、これにのっとった手続をして進めていけば必ずこの審査会なり、審査庁なり、そういったところに届くというようなことになると思いますので、ただそれはそこまでいかなくてもいいんだというふうにお考えになって、例えば道路課のほうでこういうふうな処分をしました。では、道路課に行って話を聞いてみようと終わるかもしれませんし、それはその申請人の考え方によるのではないのかというふうには思っています。

眞壁委員 わかりました。

松田委員長 そのほかございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

松田委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決をいたします。

議案第94号 那須塩原市行政不服審査会条例の制定については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第94号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第95号の説明、質疑、討論、採決

松田委員長 続きまして、議案第95号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備についてを議題といたします。

執行部から、議案の説明を簡潔にお願いいたします。

菊池課長。

菊池総務課長（議案第95号について説明。）

松田委員長 説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

質疑等ございませんでしょうか。

相馬委員。

相馬副委員長 ちょっとわからないので詳しく。

まず、不服申し立て等があったものが全部、審査会というふうに変ってくるのかなというふう

に思うのですが、不服申し立てという行為と審査請求という行為は同じもので、名称が変わっただけというふうに考えていいのか、それとも今までの不服申し立てと今回の審査請求は別物なのか、ちょっとその辺の考え方をお伺いできればと思います。

松田委員長 菊池課長。

菊池総務課長 今までの文言は違いましたけれども、内容的には同じものでございます。それが審査請求に一元化されたという形でございます。

松田委員長 相馬委員。

相馬副委員長 この文言が全部、審査請求というふうになってきますと、今までみたいに各部署に不服申し立てをした、いろいろなことで各担当のところに不服申し立てしたものを、不服申し立ては受けませんと、全部審査請求してくださいというふうな格好になるという懸念はされていないということなのでしょうか。

松田委員長 菊池課長。

菊池総務課長 一応今回の制度改正は、住民がより利用しやすくなるためというふうな、そういった目的でやっておりますので、制度的には変わっておりますが窓口でそういった内容についてはよく説明の上、突き放すということはないかと思うのですが。

あわせて、こちらに伴いましていろいろな制度、あとはいろいろな様式関係に不服申し立てというふうな言葉で表現されているものがありました。そういったものについても、規則等をあわせて今回、例規審査委員会の中で改定しておりますので、そういったその内容の一元化は図られているところでございます。

松田委員長 そのほかございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

松田委員長 ないようですので、質疑を終了した

いと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決をいたします。

議案第95号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第95号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第87号の説明、質疑、討論、採決

松田委員長 続きまして、ただいまから総務企画常任委員会を予算常任委員会（第一分科会）に切りかえます。

それでは、議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

菊池課長。

菊池総務課長 （議案第87号について説明。）

松田委員長 説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

質疑ございませんでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第87号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務課所管の審査事項は以上となります。

その他

松田委員長 その他として、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

松田委員長 執行部から何かございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 以上で総務課の審査を終了いたします。ご苦労さまでございました。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

それでは、1時に再開をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時00分

松田委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

財政課の審査

松田委員長 ただいまから財政課の審査に入ります。

担当課の皆さん、ご苦労さまでございます。

ここで、総務企画常任委員会を予算常任委員会(第一分科会)に切りかえます。

議案第87号の説明、質疑、討論、採決

松田委員長 それでは、議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

中山財政課長 (議案第87号について説明。)

松田委員長 説明が終わりましたので、各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

〔発言する人なし〕

松田委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第87号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

財政課所管の審査事項は以上となります。

その他

松田委員長 その他として、委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 執行部から何かございますでしょうか。

財政課長。

中山財政課長 (9月の関東・東北豪雨に伴う予備費の対応について)

松田委員長 それでは、以上で財政課の審査を終了いたします。ご苦労さまでございました。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時06分

再開 午後 1時08分

松田委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

課税課・収税課の審査

松田委員長 これまでは1つの所管課ごとに審査をしておりましたが、課税課と収税課につきましては条例改正案件の審査をする上で関係がありますので、同時に審査をすることにいたします。

議案第98号の説明、質疑、討論、採決

松田委員長 それでは、ただいまから課税課及び収税課の審査に入ります。

担当課の皆さん、ご苦労さまでございます。

まずは、議案第98号 那須塩原市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

稲見課税課長 ただいまお手元のほうに配付しました資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。議案については議案書20ページ、議案資料は40ページからとなりますが、そこに新旧対照表等もありますがわかりづらいものですから、簡潔にまとめたものが資料として提出になっております。

毎年、国のほうで税制改正というものがあ

す。27年度の税制改正について、4月1日に施行するものにつきましては3月31日の専決処分ということで報告をさせていただいております。その後、施行日が今後、来るものについて今回の税条例等の改正ということで、条例の改正をお願いするものでございます。主に徴収猶予の見直し、たばこ税の特例税率の廃止とかを行うものでございます。

資料の中の2番の主な改正内容ということで、大きく第1条、第2条と分かれてございます。最初に関係する収税課のほうから、徴収制度の見直しのほうから説明させていただきたいと思います。

収税課長のほうでよろしく申し上げます。

松田委員長 収税課長。

相馬収税課長（議案第98号について説明。）

稲見課税課長（議案第98号について説明。）

松田委員長 説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

〔発言する人なし〕

松田委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認めます。

質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第98号 那須塩原市税条例等の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第98号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第99号の説明、質疑、討論、採決

松田委員長 続きまして、議案第99号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

稲見課税課長（議案第99号について説明。）

松田委員長 説明が終わりました。

各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第99号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第99号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、ただいまから総務企画常任委員会を予算常任委員会（第一分科会）に切りかえます。

議案第88号の説明、質疑、討論、採決

松田委員長 それでは、議案第88号 平成27年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長、お願いいたします。

稲見課税課長（議案第88号について説明。）

松田委員長 説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

大野委員。

大野委員 すみません、16ページの今の還付金なんですけれども、ダブって入っていました、申請されます、過去何年ぐらいまで見てくれるんですか。

稲見課税課長 基本は5年でございます。

大野委員 了解しました。

稲見課税課長 委員長、すみません。

松田委員長 課長。

稲見課税課長 それから、塩原地区の非木造については、特別なこともありまして、20年の還付がございまして。固定資産税と同じように、そちらは20年でございまして。通常は保険税については5年ということでございます。すみません。

松田委員長 そのほかございませんでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決をいたします。

議案第88号 平成27年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第88号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第89号の説明、質疑、討論、採決

松田委員長 続きまして、議案第89号 平成27年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

稲見課長。

稲見課税課長（議案第89号について説明。）

松田委員長 説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決をいたします。

議案第89号 平成27年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第89号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

課税課及び収税課所管の審査事項は以上となります。

その他

松田委員長 その他として委員の皆様から何かございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

松田委員長 執行部からは何かございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので、以上で課税課及び収税課の審査を終了いたします。ご苦労さまでございました。

これで総務部の審査は全て終了となります。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時31分

松田委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

選挙管理委員会事務局の審査

松田委員長 選挙管理委員会事務局の皆さん、ご苦労さまでございます。

初めに、事務局長からご挨拶をお願いいたします。

会田選挙管理委員会事務局長（挨拶。）

松田委員長 ありがとうございました。

ただいまから選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

ここで総務企画常任委員会を予算常任委員会（第一分科会）に切りかえます。

議案第87号の説明、質疑、討

論、採決

松田委員長 それでは、議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

事務局長。

会田選挙管理委員会事務局長（議案第87号について説明。）

松田委員長 説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

質疑ございませんでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決をいたします。

議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第87号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

選挙管理委員会事務局所管の審査事項は以上となります。

その他

松田委員長 その他として委員の皆様から何かございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

松田委員長 執行部からは何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので、選挙管理委員会事務局の審査を終了いたします。ご苦労さまでございました。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時40分

松田委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

議会事務局の審査

松田委員長 議会事務局の皆様、ご苦労さまでございます。

初めに、事務局長からご挨拶をお願いいたします。

事務局長。

阿久津議会事務局長（挨拶。）

松田委員長 ありがとうございました。

ただいまから議会事務局の審査に入ります。

ここで総務企画常任委員会を予算常任委員会（第一分科会）に切りかえます。

議案第87号の説明、質疑、討論、採決

松田委員長 それでは、議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

事務局から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

大武議事課長（議案第87号について説明。）

松田委員長 説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

質疑ございませんでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決をいたします。

議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第87号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議会事務局所管の審査事項は以上となります。

その他

松田委員長 その他として委員の皆様から何かございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

松田委員長 事務局からは何かございますでしょうか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので、以上で議会事務局の審査を終了いたします。ご苦労さまでございました。

ここで、職員退席のため暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時45分

松田委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

陳情第11号の説明、質疑、討論、採決

松田委員長 ただいまから陳情の審査に入ります。

それでは、陳情第11号 ミニポートピア（場外舟券売り場）建設反対の陳情書を議題といたします。

この陳情につきましては、継続審査となっておりますことから、内容説明は省略をさせていただきます。

現在の動向について事務局から説明をお願いいたします。

伊藤書記（陳情第11号に関する動向について説明。）

松田委員長 説明が終わりましたので、各委員の意見をお受けいたします。

佐藤委員。

佐藤委員 ただいま事務局から説明ありましたのは、9月定例会のときの審査と何ら変わりないと

いうことでありますので、そのときの審査同様、
継続しかないと思います。私の意見です。

松田委員長 その他ございませんでしょうか。

〔「異議なし。同じだよ、みんな」と言う
人あり〕

松田委員長 わかりました。

じゃ、ないようですので、これから討論を行
いますが、討論はございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので、討論を終結し
たいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結
し、これより採決をいたします。

先ほど継続審査という意見がございましたが、
まず本件を継続審査とするかをお諮りいたします。

陳情第11号 ミニポートピア（場外舟券売り
場）建設反対の陳情書について継続審査とす
ることに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

松田委員長 賛成多数と認めます。

よって、陳情第11号は継続審査とすることに決
しました。

以上で陳情第11号の審査を終了といたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時48分

松田委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いた
します。

その他

松田委員長 それでは、次第4、その他に入ります。
す。

委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

松田委員長 事務局からは何かございますか。

伊藤書記（事務局事務連絡。）

松田委員長 ありがとうございます。

それでは、次第4のその他を終了いたします。

閉会の宣告

松田委員長 以上で、今定例会における委員会の
審査日程は全て終了いたしました。

本委員会の審査報告書は、本職が作成し議長に
提出いたしますので、ご一任くださいますよう
よろしくお願いいたします。

これをもちまして、総務企画常任委員会を閉会
いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 1時53分